

令和8年度田村市帰還・移住等環境整備事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度田村市帰還・移住等環境整備事業の業務委託
二拠点居住等の新たなライフスタイルを起点とした移住者誘致事業

2 業務の目的

本市においては人口減少及び少子高齢化が依然として大きな課題となっている。これまでにも移住定住の促進に取り組んできたが、特に特定のスキルや専門技能を持つスペシャリスト人材や、現在の仕事を続けながら地方での生活を希望する都市部の企業に勤めるテレワーカー等へのアプローチに課題を感じている。

このような層は、専門性を生かしたいという思いや地方への関心は持ちつつも、キャリアを中断しての完全移住には高いハードルを感じている。

そこで本事業では、これらの人材が持つ専門スキルを本市内の事業者の課題解決に生かす「複業」を、新たな関係人口創出の入り口として明確に位置づけ、複業を通じて地域との具体的な接点を持ち、自らのスキルが地域に貢献できるという実感を得てもらうことが、本市への関心を深める第一歩となる。

この「複業」という関わり方を起点として、段階的に滞在日数を増やす「二地域居住」へと繋げ、最終的に本市への本格的な移住・定住へと繋がる持続可能な流れを創出することを目的とする。

3 業務内容

各業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 複業マッチングを軸とした関係人口創出基盤の構築業務

- ・市内事業者の課題を可視化し、都市部の人材が活躍するプロジェクトを創出すること。
- ・都市部の高スキル人材や、課題解決が可能な人材とマッチングすること。なお、ただの複業マッチングで終わることのなく、本市とのかかわりを継続し続けたいと思う、プロジェクト伴走及びコーディネートを行うこと。

(2) 複業を起点とした地域体験情報の発信業務

- ・都市部での田村市の暮らしの魅力や課題などを都市部の人材に届くよう情報発信及びイベントなどを実施する。
- ・(1)でマッチングした方をはじめ、都市部の人材に案内し、本市内でプログラムや地域住民との交流機会等も提供を行いながら、地域理解を育み、移住意欲を引き上げる。

(3) 事業者間連携による、移住検討者への伴走支援業務

- ・体験プログラム参加後、本格的に二地域居住や移住を検討する者に対して、専門の相談員による伴走支援を実施する。

- ・田村市が実施する他の移住関連事業（田村市・東京リクルートセンター、田村サポートセンター等）と緊密に連携する。
- ・住居、就労、子育て環境など、移住に関するあらゆる相談に対応し、関係各所と連携しながら個別の課題解決を支援する。

4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、各業務に記載の業務期間は、第3期復興創生期間（福島再生加速化交付金に基づく事業期間）であり、令和12年度までの期間を見据えて業務が履行できるよう計画すること。
ただし、次年度以降の契約を確約するものではない。

5 契約に関する条件等

（1）委託者との調整

本業務委託を遂行するに当たっては、委託者と十分調整したうえで業務を行い委託者の指示に従うこと。

（2）書類等の適正な管理・保管

受託者は、関係者等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、市からの求めに応じ検索し提出できること。

6 業務管理

本業務委託が適切に運営されていることが確認できるよう、受託者は以下の書類作成・提出をするとともに、委託者との会議体を設定し、業務状況を共有すること。

（1）事業実施計画書

本業務委託を円滑に実施できるよう必要な各工程の基本の方針を定め、計画、準備を行うとともに、事業計画書及び工程表（紙又は電子データ）を契約締結後、速やかに提出するものとする。

（2）進捗報告会議

受託者は本業務委託の実施状況を報告書にまとめ、協議のうえ実施時期を定めた進捗報告会議を開催すること。

（3）その他

上記の書類や会議体以外にも委託者または受託者は双方からの要請に応じて、必要な書類の作成や情報の開示を行い、業務状況の透明化に努めること。

7 再委託の取り扱い

受託者はこの契約における業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者へ通知し協議のうえ、書面による了承を得た場合にはこの限りではない。

8 中間報告書の提出

(1) 受託者は、報告対象期間終了後、速やかに次の報告書を提出すること。

ア 本業務委託についての中間報告書（任意様式）・・・1部

報告書に、事業全体の進捗状況、当初計画の内容と現時点での実績比較、具体的な事業活動内容（写真やグラフなど）、成果・課題と対応策及び今後の見通しを記載したもの。

イ 収支報告書（任意様式）

当初予算と比較した、経費の執行状況がわかるもの。

ウ (1)・ア・イの電子データ・・・1部

(2) 報告対象期間：令和8年4月1日～令和8年9月30日

9 成果品（実績報告書）の提出・帰属

(1) 受託者は、業務終了後、速やかに次の成果品を提出すること。

ア 完了届（任意様式）

イ 請求書及び内訳書（任意様式）

ウ 本業務委託についての実施報告書（任意様式）・・・1部

エ イ・ウ・の電子データ・・・1部

(2) 提出先

田村市総務部企画調整課

(3) 成果品の帰属

本業務委託に関する一切の成果は、田村市に帰属するものとする。

10 留意事項

(1) 連絡調整・協議打合せ

本業務委託が円滑かつ計画的に進むよう、委託者と受託者は、適宜、連絡・調整を行うとともに、必要に応じて協議、打合せを行うものとする。

また、本仕様書に定めのない事項、その他詳細については協議のうえ決定すること。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務委託に含まれるものとすること。

(2) 業務委託内容等の変更

本業務委託内容等に変更があった場合には、速やかに委託者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 苦情等の処理

本業務委託に伴って生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応し、速やかに委託者に報告すること。

(4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務委託の実施にあたり各種法令等を遵守し、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(5) 個人情報取扱いについて

ア 本業務委託を通して知り得た個人情報について、第三者に漏洩してはならない。取得した個人情報については適切に管理・保存すること。

イ 本業務委託で取得した個人情報については、他の目的で使用することを禁止する。

(6) 備品等の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務委託を行うために用意した備品等を本業務委託以外の目的で使用してはならない。

(7) 事業終了後の継続的な協力について

本業務委託は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査等の対象となる。

受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、事業終了後においても委託者に協力すること。

(8) その他

本事業終了後の自立的な運営や、継続的な活動が見込める展開の可能性について提案するものとする。